

# 校 長 会 会 則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は宮崎県校長会と称し、事務局を宮崎県校長会館内におく。

第 2 条 本会は、本県義務教育の充実発展のためにその歴史的・地域的教育課題を常に広く深く洞察し、それに即応した活動を行うことを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 校長職の職務遂行と研修に関する事
- 2 県内校長の協力提携に関する事
- 3 教職員の資質・地位向上に関する事
- 4 教育条件整備のための教育関係機関・団体との連携・協力に関する事
- 5 教育上必要な研究・調査・広報に関する事
- 6 九州及び全国の校長会との連携に関する事
- 7 その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 2 章 組 織

第 4 条 本会は小学校長及び中学校長をもって組織する。

- 2 本会に小学校長会及び中学校長会をおく。

第 5 条 本会の組織強化のため、各市、郡に支会をおく。

## 第 3 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

|       |             |
|-------|-------------|
| 会 長   | 1 名         |
| 副会長   | 3 名         |
| 幹 事   | 4 名         |
| 理 事   | 各支会小・中学校代表者 |
| 専門委員長 | 4 名         |
| 監 事   | 4 名         |

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は本会運営の企画立案、庶務会計及び連絡・調整を掌る。
- 4 理事は理事会を構成し、本会の重要な運営上の事務にあたる。

- 5 専門委員長は各専門委員会の企画立案の事務にあたる。
- 6 監事は本会会計を監査する。

第 8 条 役員の選出及び任期は次のとおりとする。

1 役員の選出

- ア 会長、副会長は小・中学校正副会長の中から、別に定める役員推薦委員会の推薦を受け総会において選出する。
- イ 幹事・理事は小学校長会及び中学校長会の幹事・理事をもってあてる。
- ウ 専門委員長は会長が委嘱する。
- エ 監事は会長が委嘱する。

2 役員の任期

- ア 役員の任期は1年とする。但し再任をさまたげない。
- イ 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ウ 役員は任期満了後でも後任者が決定するまでその職務を遂行する。

## 第 4 章 会 議

第 9 条 本会に次の会議をおく。

総会、理事会、常任理事会、支会長会、代表校長会

第 10 条 総会は年1回とするが、必要に応じて開くことができる。召集は会長が行う。

2 総会で行う決議は次のとおりとする。

- ア 会長、副会長、幹事の選出
- イ 活動方針、事業計画に関する件
- ウ 本会の経費（予算・決算）に関する事項
- エ その他の重要な会務

3 やむを得ない事情により総会を開くことができない場合は、理事会の議決をもってこれにかえることができる。ただし、理事会の開催もかなわない場合は、書面による議決（全会員に活動方針・事業計画・会計予算・役員・宣言文等を送付し、過半数の承認）をもってこれにかえることができる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって議決する。

第 11 条 理事会は会長が召集する。

- 2 理事会は、会長、副会長、幹事、理事、各専門委員長をもって構成する。
- 3 理事会で行う決議は次のとおりとする。
  - ア 第10条3による決議
  - イ 総会の委任事項
  - ウ 総会への提出議案

4 その他必要な事項について協議する。

第 12 条 常任理事会は会長が召集する。

- 2 常任理事会は、正副会長、幹事、宮崎市選出の理事及び専門委員長をもって構成する。
- 3 常任理事会は次のことを行う。
  - ア 理事会の委任事項
  - イ 理事会への提出議案
  - ウ その他緊急処理を必要とする事項

第13条 支会長会及び代表校長会は必要に応じて会長が召集する。

## 第5章 小学校長会・中学校長会

第14条 各会にはそれぞれ次の役員をおく。

|     |       |
|-----|-------|
| 会 長 | 1 名   |
| 副会長 | 3 名   |
| 幹 事 | 2 名   |
| 理 事 | 各支会代表 |

第15条 役員の任務は第7条に準ずる。

第16条 役員の選出及び任期は次のとおりとする。

- 2 会長・副会長及び幹事は小学校長会、中学校長会で別に定める役員推薦委員会の推薦を受け各総会において選出する。
- 3 理事は各支会において1名あて選出する。
- 4 任期は第8条に準ずる。

第17条 小学校長会及び中学校長会の総会、理事会は必要に応じてそれぞれの会長が召集する。

## 第6章 専門委員会

第18条 本会の事業を行うために次の専門委員会をおく。支会もこれに準ずる。

研 修 委 員 会  
広 報 委 員 会  
人 事 給 与 委 員 会

- 2 その他必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第19条 専門委員会は若干名の専門委員をもって構成する。専門委員は会長が委嘱し、理事会で報告する。

- 2 専門委員は所管の事業を行う。

## 第7章 研 修

第20条 校長の職務を遂行するため研修に励み、資質の向上を目途として次のことを行う。

- 1 年1回研究大会を行う。
- 2 その他あらゆる機会をとらえ研修の場を設定する。

## 第8章 事務局

第21条 本会の事務局を宮崎県校長会事務局といい、次のとおり専従職員をおく。

事務局長 1名

事務局職員 若干名

第22条 事務局長は、会長の命を受けて事務処理をする。

2 事務局長の選任は、理事会の承認を受け会長が委嘱する。

3 任期は2年とする。但し再任はさまたげない。

## 第9章 会計

第23条 本会の経費は会員の会費及びその他の収入による。

第24条 本会の財政的基盤を固め、校長会の活性化と事務局の円滑な運営、さらに校長会館の維持発展のため基金の整備を行う。

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第10章 補則

第26条 本会は、会則のほか下記の規程を定める。なお、その改廃は理事会で行い総会の承認を得る。その他、必要に応じ規程を定めることができる。

1 宮崎県校長会基金に関する事

2 宮崎県校長会慶弔規程に関する事

3 宮崎県校長会館の運営に関する事

4 役員選出にあつての推薦委員会の設置に関する事

5 宮崎県校長会旗の制定に関する事

6 支会編成に関する事

## 付 則

第27条 本会則は昭和43年 4月16日から施行する。

昭和48年 4月13日 一部改正

昭和51年 4月15日 一部改正

平成 4年 4月13日 一部改正

平成 6年 4月18日 一部改正

平成13年 4月17日 一部改正

平成29年 4月19日 一部改正

令和 2年 4月13日 一部改正